

### 青少年善行表彰式と「家庭の日」絵画・作文・ポスター入賞者表彰式

日時 11月3日(土) 午後1時30分  
場所 五日市地域交流センターまほろばホール



内容 青少年善行表彰式：市内在住・在勤・在学の25歳未満の方の善行をたた

え、表彰します。「家庭の日」絵画・作文・ポスター入賞者表彰式：「豊かな心の育成・明るい家庭づくり」をテーマに応募された絵画・作文・ポスター作品の入賞者を表彰します。

#### 絵画・ポスターの展示

第1次審査通過者の作品を展示します。期間 10月31日(水)～11月8日(木) (11月3日(土)の午前、5日(月)を除く)

### 国際姉妹都市交流 中学生海外派遣団がマールポロウ市を訪問します

今回で17回目となる中学生海外派遣団(市立中学校在籍生徒8人)が10月31日に日本を出発し、11月10日まで国際姉妹都市のマールポロウ市(米国マサチュー



セツツ州)を訪問します。滞在中、団員はホストファミリーの家にホームステイしながら、ウィットコム・スクールに通い、アメリカの学校生活を体験するとともに、両市の友好関係の発展に寄与する活動に携わります。

#### 高齢者叙勲 旭日単光章 神田好造さん



神田好造さん

横沢在住の神田好造さんが旭日単光章を受章しました。これは、議会議員として多年にわたり、自治の発展に貢献された功績が認められたものです。

#### 市議会議長が決まりました

前議長の澤井敏和氏の辞職に伴い、9月26日に開催された第3回市議会定例会



町田匡志議長

で、町田匡志氏が新議長に決まりました。



団長：田島弘之さん(増戸中学校長) 団員：大山さくらさん(秋多中)、林太郎さん(東中)、村野浩太郎さん(東中)、伊佐七海さん(東中)、高瀬穂乃佳さん(生涯学習係)

### あきる野市土地利用方針(案)の公表

市では、適正な土地利用の誘導を図るため、市域全域を対象に「あきる野市域における土地利用方針(基本的な考え方)」を7月に公表しました。

この基本的な考え方に基づいて、「あきる野市土地利用方針(案)」を取りまとめました。土地利用方針(案)の公表

場所 五日市地域交流センター2階展示室 問合せ 生涯学習推進課 生涯学習係

#### あきる野市スポーツと音楽のまち 振興協会指導者等 功労者表彰式

多年にわたり市内で青少年の指導に尽力し、市のスポーツ活動・音楽活動・伝統文化の振興に功績のあった指導者と団体を表彰します。日時 11月3日(土) 午後1時30分

### 東日本大震災 義援金にご協力ありがとうございます

#### 受付期間を再延長しました

9月28日現在、皆さんからお寄せいただいた義援金の合計は、5802万645円になりました。4月1日以降に義援金をお寄せいただいた団体などを紹介させていただきます。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

#### 届出期間 土地の所有者となった日から90日以内

届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途などを記載します。

#### 届出が必要ですが

必要書類 登記事項証明書(写しも可)か土地売買契約書など、権利を取得したことが分かる書類の写しと土地の位置を示す図面が必要です。

### 熊の目撃情報についてのお知らせ

7月以降、養沢地区などで熊の目撃情報が増えています。これからの時期、餌を求めて熊の活動が活発

#### 有害鳥獣の捕獲を行っています

市内で、野生動物による農作物への被害がたびたび発生しています。そのため、市では東京都猟友会五日市支部に委託し、「銃器」や「はこわな」を使用した有害鳥獣(農作物に被害を与えるイノシシ・ハクビシ

ハイキングなどで山へお出かけの際には、安全確保のため、目立つ服装にするなどご協力をお願いします。

また、野生動物に餌を与

る日の90日から30日前まで。次の場合には、伐採が終わった日から30日以内の届出となります。

森林法で定める森林施業計画(森林経営計画)に基づく伐採

災害などにより緊急に伐採する場合

届出様式と添付書類 所定の届出書の様式に伐採する場所が分かる地図などを一緒に提出してください。

罰則 無届で行った伐採は、森林法の規定に基づき最高300万円の罰金

になりますので、山や沢に入る際は、鈴などの音が出るもので人がいることを熊に知らせるなど、十分に注意してください。また、熊を目撃した場合は、市役所まで情報提供をお願いします。

問合せ 農林課農政係

えたり、食物やごみを屋外に放置したりすることはやめてください。動物が人に慣れてしまえば、民家や農地を荒らすことにつながる恐れがあります。

なお、野生動物を許可なく捕獲することは法律により禁止されています。農作物が被害に遭っているときはご相談ください。

場所 市内全域(ただし、住宅地では銃器は使用しません)

その他 捕獲従事者はオレンジ系の帽子をかぶり、ベストと黄色の腕章を着用しています。

問合せ 農林課農政係 (直通558・1849)

が科せられる場合があります。

その他 次の場合には、お問い合わせください。地域森林計画対象森林の箇所が不明な場合や保安林などの森林を伐採する場合：東京都森林事務所 保全課 (0428・22・1155)

1鈴を超えて森林以外の用途に使用するために伐採をする場合：東京都多摩環境事務所自然環境課 (521・4809)

届出・問合せ 農林課生涯学習係